

第8章 計画の実現に向けて

都市の将来像の実現に向け、連携・協働により都市づくりを推進していくための市民・事業者・行政等の役割や進行管理の基本的な考え方を示します。

8-1 市民・事業者・行政等の役割

(1) 市民・事業者等の役割

多様なニーズに対応した、まちづくりを展開するためには、市民・NPO・事業者等が主体となって、自発的に地域の課題を解決していくことが必要です。

そのためには、市民・NPO・事業者等は、まちづくりへの理解を深めるとともに、市民・NPO・事業者等が互いの意見を交換しながら、自分達でまちを良くするために考えるワークショップなどの場に積極的に参加することが大切です。

市民・事業者の役割（例）

- ・地域課題の解決などの話し合いに参加し、意見を出す。
- ・事業や取り組みに主体的に参加する。
- ・地域の施設の維持・運営を行う。 など

本計画の策定においても、「まちづくり市民会議」や「地域別ワークショップ・タウンミーティング」など、市民協働の取り組みを展開してきました。

まちづくり市民会議 ～市民目線で島田市の都市づくりを検討！～



- ・公募市民、各種団体（商工、福祉など）、自治会、大学生、市職員などの様々な立場の市民（15名）で、島田市の都市のありたい姿を検討しました。
- ・グループ毎にテーブルを囲んだワークショップ方式の会議により、楽しく話し合いを進めました。
- ・2018年（平成30年）度～2019年（令和元年）度にかけて、計10回を実施しました。

地域別ワークショップ・タウンミーティング ～地域別構想を検討！～



中心地域



六合地域



初倉地域



金谷地域

- ・地域別構想を検討するため、地域住民が参加する地域別ワークショップやタウンミーティングを行いました。
- ・中心、六合、初倉、金谷の4地域では、2019年（令和元年）2月～8月にかけて、地域別ワークショップ（各4回）を開催し、グループに分かれて活発な意見交換をしました。
- ・大津、伊久身、大長、川根の4地域では、2019年（令和元年）8月にタウンミーティングを行い、地域の皆さんから地域の将来像について貴重なご意見をいただきました。

地域別ワークショップの最後に、参加者の皆さんに、これからのまちづくりで“できること”をお聞きしたところ、市民協働のまちづくりに対する積極的なご意見をたくさんいただきました。今後もこのような市民協働の取り組みを積極的に展開していきます。

「わたしたちが“できること”」(地域別ワークショップより抜粋)

【地域のコミュニティ活動への参加】

- ・地域の活動や行事、祭りに積極的に参加する。
- ・このような地域の話し合いを、今後も継続していきたい。

【地域の魅力の学習と発信】

- ・島田市の魅力や良いところを見つけ、発信する。
- ・地域文化の継承について、子どもと一緒に学びたい。
- ・子どもたちと地域を楽しみ、にぎわいを創出する。

【安全安心な居住環境づくり】

- ・子どもたちの安全のため、見守り隊を各地区で編成する。
- ・近所でのコミュニケーションを図る。
- ・自分が所有している農地、田、茶畑を保全する。
- ・この地域に住み続け、子育てする。
- ・車を使う生活から、自転車やバスを使うように意識する。

【コラム：市民協働によるまちづくり】

地区計画によるまちづくりのルールの検討の例

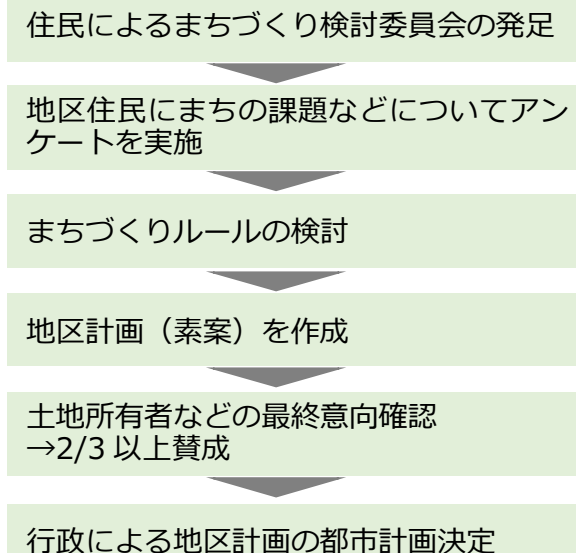
地区の課題の解決（例えば、駅前の都市環境の悪化の防止、商工業機能と調和した居住環境の維持・保全など）のため、地元住民が検討組織（まちづくり検討委員会など）を作り、行政と協働でまちづくりのルールを検討することが考えられます。

検討したまちづくりルールについては、都市計画提案制度（都市計画法第 21 条の 2）などを踏まえ、土地所有者などに意向調査を行い、2/3 以上の同意が得られると、提案を受けた行政により地区計画として都市計画決定の手続きが進められます。

【まちづくりルールの例】

- 建築物等の用途の制限
 - ・ 居住環境を悪化させる遊戯施設（マージャン屋、パチンコ屋など）、風俗施設などの規制 など
- 壁面の位置の制限
 - ・ 通風など居住環境の向上のための壁面後退距離の設定 など
- 建築物等の形態又は意匠の制限
 - ・ 周囲の景観と調和した意匠、色彩とすること など
- 垣又は柵の構造の制限
 - ・ 地震時に崩壊のおそれがあるブロック塀の規制 など

【まちづくりルール検討の流れ（例）】

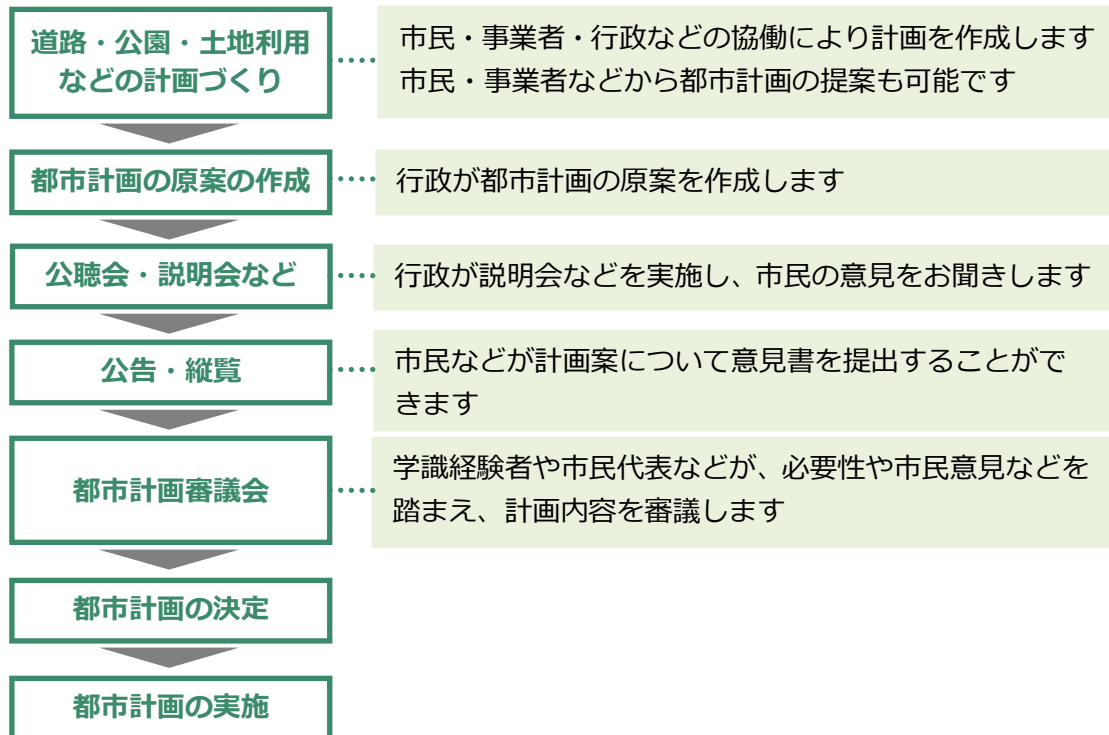


(2) 行政の役割

行政は、都市計画マスタープランで示した都市の将来像の実現に向け、社会情勢を踏まえつつ、必要に応じて都市計画の決定または変更を行います。

また、各種個別施策の主体としての役割を担う他、市民・事業者・関係団体などとの連携により、都市づくりが効果的かつ効率的に実現できるよう、情報提供や話し合いの場などを設定し合意形成を図ります。

協働による都市計画の検討の流れ



8-2 都市計画マスタープランの進行管理

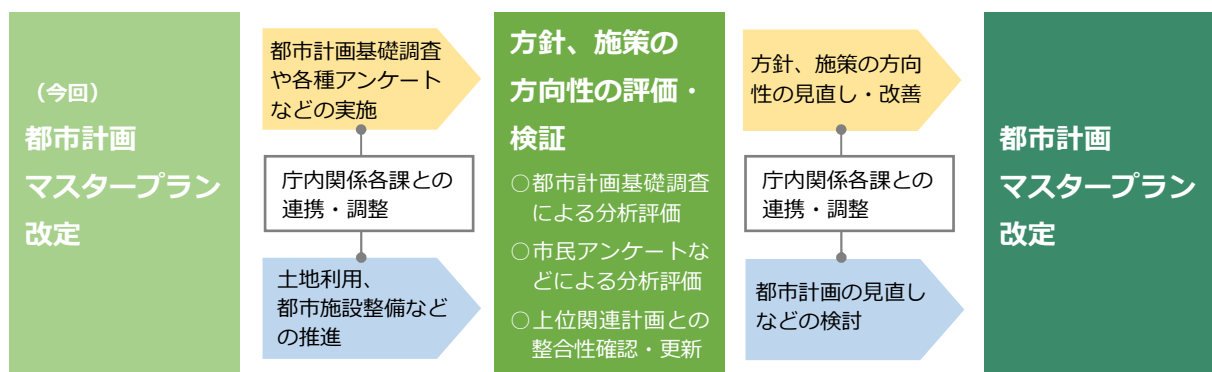
(1) 都市計画マスタープランの進行管理

都市計画マスタープランは、都市の将来像の実現に向けた各種施策の方向性を示すとともに、都市計画に関わる土地利用や都市施設整備などを進める際の根拠となるものです。

社会情勢の大きな変化が認められた場合や将来の法制度が大きく改正された場合、上位計画に位置付けた「総合計画」「国土利用計画島田市計画」「島田都市計画区域マスタープラン」との整合が必要になった場合などに計画内容を見直します。

さらに、概ね5年ごとに進行状況を管理・評価するため、都市計画基礎調査や各種アンケート調査を実施します。

図 都市計画マスタープランの進行管理のイメージ



(2) 個別施策の推進

道路、交通、景観、防災など、個別計画の策定に当たり、共通の方針として都市計画マスタープランを活用することにより、相互の連携のとれた一体的な都市づくりを進めます。

都市づくりの推進に当たっては、市民との連携協働により推進します。また、国、県や周辺市町などの関係機関が主体となる事業については、その調整や働きかけに努めます。